

児童手当

児童手当とは

次代の社会を担うお子さんの健やかな成長を支援する制度です。
お子さん（外国籍の方を含みます）を養育している方に、原則、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

児童手当を請求できる方

かすみがうら市に住民登録があり、中学校修了前まで（15歳になって最初の3月31日まで）のお子さんを養育している方が請求できます。
なお、公務員の方は、勤務先から児童手当が支給されますので、詳しくは勤務先にお問い合わせください。

- 国内に居住しているお子さんを養育している父母が請求できます。
（お子さんが海外に留学している場合は、在学証明書などが必要になります。）
- 父母ともに収入がある場合は、継続的に所得の高い方（生計中心者）が請求できます。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、優先的にお子さんと同居している方が請求できます。
- お子さんの父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内でお子さんを養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）が請求できます。
- お子さんを養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人が請求できます。
- お子さんが児童福祉施設などに入所、または里親に預けられている場合は、お子さんの父母は手当を請求することができませんので、その施設の設置者や里親が請求できます。



詳しくはホームページをご覧ください。

児童扶養手当

児童扶養手当とは

父または母と生計を同じくしていないお子さんが育成されるひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。
お子さんを監護または養育している方（外国籍の方を含みます）に、原則、年6回の奇数月（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に支払月の前月分までの手当を支給します。

児童扶養手当を受けられる方

かすみがうら市に住民登録があり、18歳までのお子さんを監護している母（父）、または父母に代わってそのお子さんを養育している方が手当を受けられます。

- お子さんが心身に中度以上の障がいがある場合は、20歳になるまで手当を受けられます。
- 「監護」とは、保護者としてお子さんの生活の面倒を見ることをいいます。



詳しくはホームページをご覧ください。

母子・父子・寡婦福祉資金融資制度

ひとり親家庭等を対象とした無利子（一部有利子）の融資制度

対象者

- 母子家庭の母又は父子家庭の父（配偶者のない女子又は男子で現に児童（20歳未満）を扶養している方）
- 父母のない児童（20歳未満の子）
- 寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していた方）
- 40歳以上で配偶者のない女子
- 母子・父子福祉団体

母子・父子福祉資金貸付金の種類・限度額等

「母子・父子福祉資金貸付金の種類・限度額等一覧」はいばらき結婚・子育てポータルサイトをご覧ください。
資金の貸付けにあたっては、資金の必要性や返済についての審査があります。なお、審査には日数を要しますので、余裕をもって相談してください。
償還の方法は、年賦、半年賦、月賦いずれかの元利均等償還です。
また、この資金の償還にあたり滞納があった場合、**元利金につき年5%の違約金**が徴収されますので、計画的に活用してください。
融資をうけたいときは、事前調査等所要の手続きが伴いますので、申請者が直接、子育て支援課に相談してください。



詳しくはホームページをご覧ください。

JR通勤定期割引制度

制度の概要

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方（全部支給停止の方は除きます。）は、JR通勤定期乗車券を3割引で購入できます。
割引を受けるためには、市が発行する『特定者資格証明書』と『特定者用定期乗車券購入証明書』が必要です。

証明書の交付申請に必要なもの

特定者資格証明書と特定者用定期乗車券購入証明書の交付を受けたい方は、ホームページをご確認のうえ、交付申請手続きに必要なものをご準備ください。
なお、証明書発行までに1週間程度の期間を要しますので、余裕をもって申請してください。



詳しくはホームページをご覧ください。